

第10回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第10回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成27年7月2日（木） 午前10時30分から午後12時00分まで

2 開催場所

第3委員会室（西館8階）

3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員、石川正治委員、掛布喜代子委員、小林弘幸委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課長 木和田治伸、行政課主幹 小林正彦、行政課課長補佐 野中知加子、行政課情報公開グループ主査 三浦正雄、行政課情報公開グループ 土屋孝一、同 安藤宏樹、同 河合優佑、同 吉村康平、同 吉田紘子

5 説明を行うため出席した職員

情報企画課主幹 林英樹、情報企画課主査 中尾雄一郎、情報企画課住民情報グループ 河根伸明、同 井本峻介、市民税課課長補佐 小林康之、市民税課主査 岡元奈保子、市民税課 前田和季、納税課専門員 武内克次、行政課 安藤宏樹、同 吉田紘子

6 会議に付した事項

- (1) 諮問第12号「税に関する事務の全項目評価書の第三者点検について」
 - ・事務局概要説明
 - ・実施機関意見陳述
 - ・審議
- (2) 諮問第13号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の成立に伴う豊橋市個人情報保護制度の運営について
 - ・実施機関意見陳述
 - ・審議
- (3) 諮問第14号「死者の個人情報に係る開示請求の取扱方針について」
 - ・実施機関意見陳述
 - ・審議

7 議事概要
別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 委員自己紹介、事務局自己紹介
- (2) 会議録の公開について
公開とする。

2 諮問第12号について

「税に関する事務の全項目評価書の第三者点検」

- (1) 事務局概要説明
- (2) 実施機関（情報企画課及び市民税課）の説明
 - ・ 特定個人情報保護評価の概要
 - ・ 特定個人情報保護評価における審査の観点（適合性・妥当性）
 - ・ 個人住民税に関する特定個人情報保護評価書の内容
- (3) 質疑応答

委員	実施機関からの説明の中で、「個人情報」という単語と「特定個人情報」という単語が出てきたが、これらの単語の意味合いを説明願いたい。
実施機関 (情報企画課)	「個人情報」とは、個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、住所、生年月日等により、特定の個人を識別することができるものを指す。また、「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことを指す。
委員	「個人情報」と「特定個人情報」の使い分けはできているか。
実施機関	できている。
委員	パブリックコメントの募集に対する市民からの意見提出は無かったとのことだが、その分析方法はどんなものか。
実施機関 (行政課)	(パブリックコメント手続きの事務所管課として回答) パブリックコメントの手続きについては、政策等の案の内容を所管課、じょうほうひろば、市民センター等で閲覧ができ、配布も行っている。また、豊橋市のホームページ上でも公表している。 「個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」

	<p>に対する意見提出については、案に対する意見ではなく、感想が出されたのみであった。</p>
委員	<p>特定個人情報ファイルを使用する際のリスク及び措置について、監査証跡の記録を1年保存するとしているが、保存期間として適当と言えないのではないか。自己の監査証跡について個人が照会をする可能性も考慮に入れて、保存期間を5年程度に設定しておいたほうがよいのではないか。</p>
実施機関 (情報企画課)	<p>監査証跡の記録は、職員がシステムを使用して行った作業の一つ一つがすべて記録されるものであり、1日あたりの記録される件数は非常に多いと思われる。保存期間については検討する。</p>
委員	<p>特定個人情報ファイルを取り扱う業者に委託する際のリスク及び措置について、委託業者に対し、業務完了後に個人情報の返還、廃棄又は消去させるとあるが、間違いなく廃棄又は消去したことがわかる証明等をさせたほうがよいのではないか。</p>
実施機関 (情報企画課)	<p>委託業者に対し、口頭での報告だけではなく、例えば、システム上から間違いなく消去したことがわかるものとして端末画面のハードコピーを提出させる等、廃棄又は消去したことが客観的に証明できるものを提出させることを検討している。</p>
委員	<p>委託業者の選定方法はどうか。</p>
実施機関 (情報企画課)	<p>選定の際には、個人情報の適正な管理可能な業者であるかを確認するため、その業者が一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証取得若しくはプライバシーマークを取得しているか等の要件を課している。</p>
委員	<p>特定個人情報を取り扱う事務を業者に委託するにあたり、委託業者の行為又は行動等に対する規定された指針はあるか。</p>
実施機関 (情報企画課)	<p>委託業者に対し、特定個人情報を取り扱う事務を行うことができる作業場所や使用できる端末機を限定している。</p>

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 委員 | 豊橋市はリスク管理を常に行っているという認識で間違いないか。 |
| 実施機関
(情報企画課) | 間違いない。 |
- (4) 審議
- ・ 監査証跡の保存期間について、1年間では短すぎると思われるため、自己の監査証跡について個人が照会をする可能性も考慮に入れて、保存期間を5年程度に設定しておくべきではないか。
 - ・ 委託業者へ委託する際のリスク及び措置に関しては、誓約書等を取り交わすだけでなく、その運用方法を評価する際に客観的に証明できる方法を採用すべきではないか。
 - ・ 特定個人情報等の情報を取り扱う者は、必ず、当該特定個人情報にアクセスする前に持ち物検査を受ける等の情報漏えい対策の検討も必要ではないか。
- (5) 審議の結果
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、職員、委託業者等に対する事務運用についてさらに精査し、不適切な使用方法により当該特定個人情報が漏えい、滅失又は毀損等がされることのないようさらに議論を深めてほしい。

3 諮問第13号について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の成立に伴う豊橋市個人情報保護制度の運営について

- (1) 実施機関の説明
- ・ 豊橋市個人情報保護条例改正の経緯
 - ・ 番号法に基づく条例改正について
- (3) 質疑応答

- | | |
|------|--|
| 委員 | 情報提供等記録を除く特定個人情報に関し、開示・訂正・利用停止請求権者に任意代理人が認められているが、括弧書きで「特に制限なし」とある。これはどういうことか。 |
| 実施機関 | 病気等により自身で開示請求できない方や成年後見代理人がついていない方の場合、なかなか自己の特定個人情報を開示請求したくとも請求することができないことがあるため、より当該開示請求の利用を容易とするため、このような文言になっている。 |
| 委員 | 委任状が添付してあれば、本人の親族等ではない第三者等誰でも開示請求することができるのか。 |

実施機関	その通りである。
委員	任意代理人に係る条例改正案については、番号法に準拠しているのか。
実施機関	その通りである。
委員	目的外利用について、現行の条文に規定されている「審議会が認める場合等」の文言が改正条文では削除されているが、改正後は審議会でも審議することがなくなるということか。
実施機関	あくまで審議会でも審議対象から外れるのは特定個人情報のみであり、個人情報については従前どおり審議対象となる。
委員	どうやって特定個人情報と個人情報を見分けるのか。
実施機関	個人情報と個人番号が紐付けできる情報は限定的であり、社会保障、税及び災害対策がそれに当たる。つまり、すべての個人情報に個人番号が紐付けされるというわけではない。また、これらは法律に定めがあることである。
委員	情報提供等記録に関する目的外利用について、条例改正後の案では、目的外利用を一切認めないとあるが、これは当審議会において目的外利用を認めた場合も含まれるのか。
実施機関	その通りである。特定個人情報に限っては、番号法においても例外を認める文言は定めていないため、本市においても同様の規定とする予定である。

(4) 審議

- ・任意代理人の範囲を広げたことによるなりすまし等の被害が発生しないか、また、発生した場合の担保をどこでするのか、今後も議論を続けてほしい。
- ・運用で定める事項についても、運用上漏れないよう検討を重ねてもらいたい。

(5) 審議の結果

- ・開示請求がなされた場合、上位職がその請求について管理、監督する必要があると思われる。
- ・運用方法についても、周知を徹底して行うことが重要となる。

4 諮問第14号について

「死者の個人情報に係る開示請求の取扱方針」

(1) 実施機関の説明

- ・本市における死者の個人情報の取扱いの現状について
- ・他都市における死者の個人情報の取扱方針について
- ・本市における死者の個人情報の取扱方針の検討

(3) 質疑応答

委員	他都市の状況として6市が例としてあがっているが、この6市を選んだことに意図はあるか。
実施機関	特段ない。

(4) 審議

- ・意見なし

(5) 審議の結果

- ・実施機関の説明による取扱方針について、特段問題ないと思われる。